

## マスコットキャラクターいのべえイラスト使用に係る遵守事項

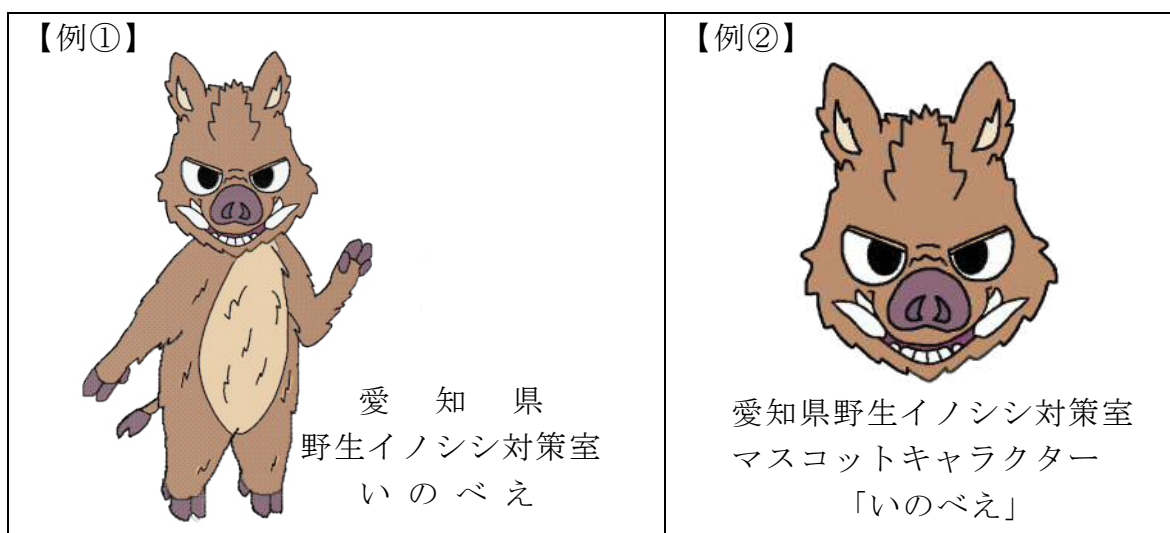
2021年11月1日

### 1 使用目的

マスコットキャラクターいのべえのイラスト（以下「イラスト」という。）は、豚熱のまん延防止と鳥獣による農作物被害防止対策の事業をPRするものであるため、この趣旨を損なうような使用をしないこと。

### 2 イラストの掲載

- (1) 縦横比を著しく変更しないこと。
- (2) 色を著しく変更しないこと。
- (3) イラストの下部等に、愛知県野生イノシシ対策室のマスコットキャラクター「いのべえ」と認識できるよう表記すること。



- (4) 服飾等を変更する必要がある場合は、使用の届出時に協議を行うこと。

### 3 届出内容の遵守

- (1) 使用届出書の内容に従い使用すること。
- (2) 使用权を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

### 4 使用状況等の報告

愛知県から、イラストの使用状況等について必要な調査があれば応じること。

### 5 使用の停止

愛知県から使用を停止するよう求められたときは、ただちに使用を停止すること。

### 6 届出後の内容変更

届出書の内容に変更を生じた場合は、速やかにその旨を愛知県に報告すること。

### 7 自己の商標又は意匠とすることの禁止

- (1) イラストを用いて自己の商標又は意匠としないこと。
- (2) 使用の届出を行った内容について、愛知県が推奨を行うものと誤認させること

のないよう、配慮すること。

8 経費等の負担

使用の届出書に要した費用又は使用に係る経費等は、届出者又は使用者の負担とすること。

9 損失補償等の責任

- (1) 愛知県は、イラストの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- (2) 届出者又は使用者は、イラストの使用に際し、第三者に損害を与えた場合は、これに全責任を負い対処すること。
- (3) 届出者又は使用者は、イラストの使用に際し、故意又は過失により愛知県に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- (4) 愛知県からの求めにより使用を停止した場合において、届出者又は使用者に損害が生じても、愛知県にその賠償を請求しないこと。